

第 30 号議案

令和 8 年度 豊後大野市上水道特別会計予算

(総 則)

第1条 令和 8 年度豊後大野市上水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	10,585 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	3,600,627 m ³
(3) 1 日 平 均 配 水 量	9,865 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 イ 一 般 建 設 改 良 事 業	91,850 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第 1 款	水 道 事 業 収 益		602,694 千円
第 1 項	営 業 収 益		507,543 千円
第 2 項	営 業 外 収 益		95,149 千円
第 3 項	特 別 利 益		2 千円
		支 出	
第 1 款	水 道 事 業 費 用		593,336 千円
第 1 項	営 業 費 用		551,609 千円
第 2 項	営 業 外 費 用		36,626 千円
第 3 項	特 別 損 失		101 千円
第 4 項	予 備 費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額180,808千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,498千円、当年度分損益勘定留保資金140,616千円、建設改良積立金35,694千円で補填するものとする。）。

		収	入	
第1款	資 本 的 収 入			136,847 千円
第1項	企 業 債			69,000 千円
第2項	出 資 金			46,726 千円
第3項	工 事 負 担 金			1,100 千円
第4項	国 県 補 助 金			20,020 千円
第5項	固 定 資 産 売 却 代 金			1 千円
支 出				
第1款	資 本 的 支 出			317,655 千円
第1項	建 設 改 良 費			112,370 千円
第2項	企 業 債 償 還 金			200,285 千円
第3項	予 備 費			5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
三重町水道施設運転管理業務委託	令和9年度	30,000千円
支所水道施設維持管理業務委託	令和9年度	30,000千円
上水道使用料検針業務委託	令和9年度	17,000千円
残留塩素濃度測定業務委託	令和9年度	9,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業事業債	69,000 千円	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率の見直し方式により借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、上水道事業経営の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 43,974 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- (1) 統合簡易水道事業に係る企業債利息償還分 4,359 千円
- (2) 児童手当総支給額 835 千円
- (3) 統合前簡易水道事業に係る人件費3名分 25,606 千円
- (4) 支所水道施設維持管理業務委託分 29,469 千円
- (5) 水道事業経営支援分 15,895 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

令和8年3月2日 提出

豊後大野市長 川野文敏